



## 無料相談会実施中!

～知的財産に関する様々な相談に弁理士が無料で応じます～  
お気軽にご相談ください! ※事前予約制

例えば、こんなときにご相談ください。

- 新しい商品のアイデアやデザイン、ネーミング、ブランディングを検討するとき、さらには権利化したいとき
- 特許権や商標権などのライセンス交渉、技術的な秘密事項を含む契約を行うとき
- 海外での事業展開の際に知的財産の扱いについて不安があるとき
- 模倣被害にあっているとき、または懸念があるとき

開催日 毎週木曜日 10:00～12:00 13:00～15:00 ※但し、祝日・年末年始を除く

開催場所 日本弁理士会九州会

Web予約 <http://www.jpaa-kyusyu.jp/sodankai/> 24時間受付

電話予約 092-415-1139 平日9時～17時受付



## 弁理士の派遣承ります



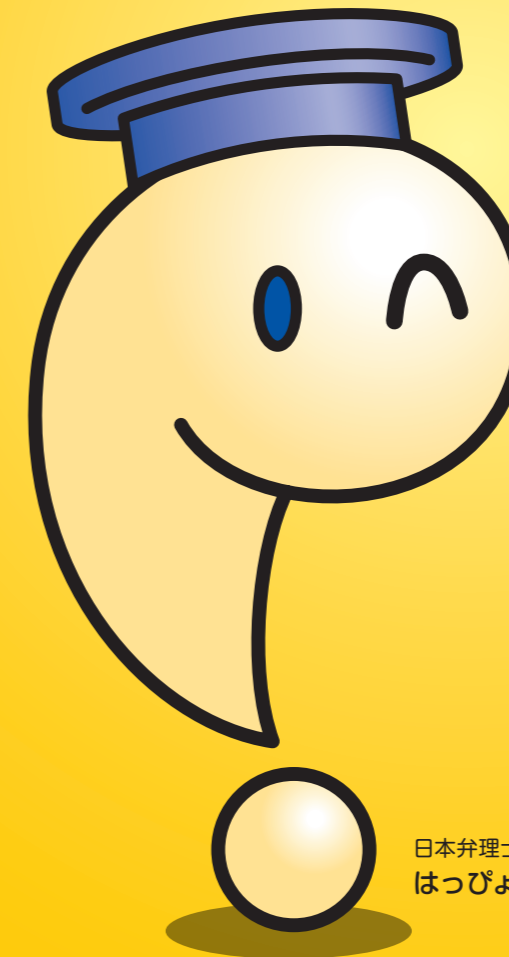
例えば、こんなときにご相談ください。

- 小学校、中学校、高等学校や大学などで、知的財産の授業や教職員向けに講習したいとき
- 商工会・商工会議所や団体などで、研修やセミナー、イベント等を開催したいとき
- 知的財産の実務者を育成したいとき
- 知的財産を経営に活かしたいとき

お申込・お問合せは、下記の日本弁理士会九州会連絡先までお願い致します。

- 電話受付：平日9時～17時
- メール受付：24時間

# “はっ”と思いついたら “ぴよん”と相談! ひらめいたら弁理士へ!



私は“はっぴよん”  
あなたのアイデア  
活かしませんか?

日本弁理士会キャラクター  
はっぴよん

## 日本弁理士会九州会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目1番1号  
福岡朝日ビル6階

TEL 092-415-1139

FAX 092-415-1169

メール info-kyushu@jpaa.or.jp

H P <http://www.jpaa-kyusyu.jp/>



(2024.02-1000)

知的財産に関する専門家である弁理士は、特許、実用新案、意匠（デザイン）、商標（トレードマーク、サービスマーク、ブランド）、国際特許、国際意匠登録、国際商標登録、著作権、特定不正競争に関する業務を行います。（無資格者が知的財産に関する手続を報酬を得て行うことは、法律で禁じられています）



KYUSHU BRANCH OF JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION

日本弁理士会九州会



# わたしたち弁理士は「知的財産権の専門家」です

弁理士は、**知的財産権に関する業務を行うための国家資格者**です。  
知的財産の専門家として、主に以下のような業務を行います。

- 日本国内における特許権、実用新案権、意匠権、商標権(以下、これらをまとめて「特許権等」といいます。)を取得するための手続の代理
- 外国における特許権等取得のサポート
- 特許権等に関する鑑定
- 特許権等又はこれらの実施権や使用权についての登録、移転、変更などの手続の代理
- 輸出入差止めの申立に関する手続の代理
- 特許権等以外の知的財産権に関する助言
- 知的財産権に関するトラブル解決のサポート

## 弁理士制度について

弁理士制度は、1899年に施行された「特許代理業者登録規則」から始まり、国家資格としても弁護士について歴史のある資格です。  
1909年には、特許局への手続などは「特許弁理士」でなければ行えない旨が規定されました。その後、1921年に弁理士法が公布され、「特許弁理士」から現在の「弁理士」という呼び方となりました。  
令和元年、弁理士制度は120周年を迎えました。

知財を支えて  
120年



## 「知的財産権」とは

人間の知的創造活動によって生まれた**アイデアや創作物**などの中で、**財産的な価値を持つものは「知的財産」と呼ばれています。**  
そして、この**知的財産を保護するために認められた権利を「知的財産権」といいます。**



<b>主な知的財産権</b> <small>保護対象によって権利が異なります。</small>	<b>特許権</b> <small>物や方法の発明を保護します。</small>	<b>実用新案権</b> <small>発明ほど高度ではない考案を保護します。</small>	<b>意匠権</b> <small>物の形状や模様など、物の斬新なデザインを保護します。</small>
	<b>商標権</b> <small>自分を取り扱う商品やサービスと、他人が取り扱う商品やサービスを区別するための文字やマーク等を保護します。</small>	<b>著作権</b> <small>文芸、学術、美術、音楽の範囲において、作者の思想や感情が創作的に表現された著作物を保護します。</small>	<b>回路配置利用権</b> <small>独自に開発された半導体チップの回路配置を保護します。</small>

## トラブルになる前に、ご相談ください!

～わたしたち弁理士が、あなたの「知的財産」を守ります!～

### 商標に関するトラブルの例



ラーメン店〇△□を開店。

コクのある特製スープが評判となり人気店に!



ある日突然、商標権侵害の警告書が届き、せっかく有名になった店名を変更せざるを得ないことに...

このような事態を回避するためには、事前に〇△□と同一・類似の商標が登録されていないかを確認し、〇△□を商標登録してから使い始めることが重要です。



### 発明に関するトラブルの例



長年の努力が実り、画期的な発明が完成!

早速新製品を発売したら大ヒット。



ところが、あっという間に格安の模倣品が発売されてしまい、価格競争に敗れてしまった...

特許権を取得していれば、模倣品の製造者・販売者に対して、製造や販売の差止請求や損害賠償請求を行うことができます。



## 日本弁理士会九州会の構成

2023年10月末現在

日本弁理士会九州会は、弁理士に関する我が国唯一の法人である日本弁理士会の地域組織です。  
弁理士は全国に11,810名おり、その内176名が九州会内に主たる事務所を置いています。

佐賀県 (5名)

福岡県 (123名)

長崎県 (4名)

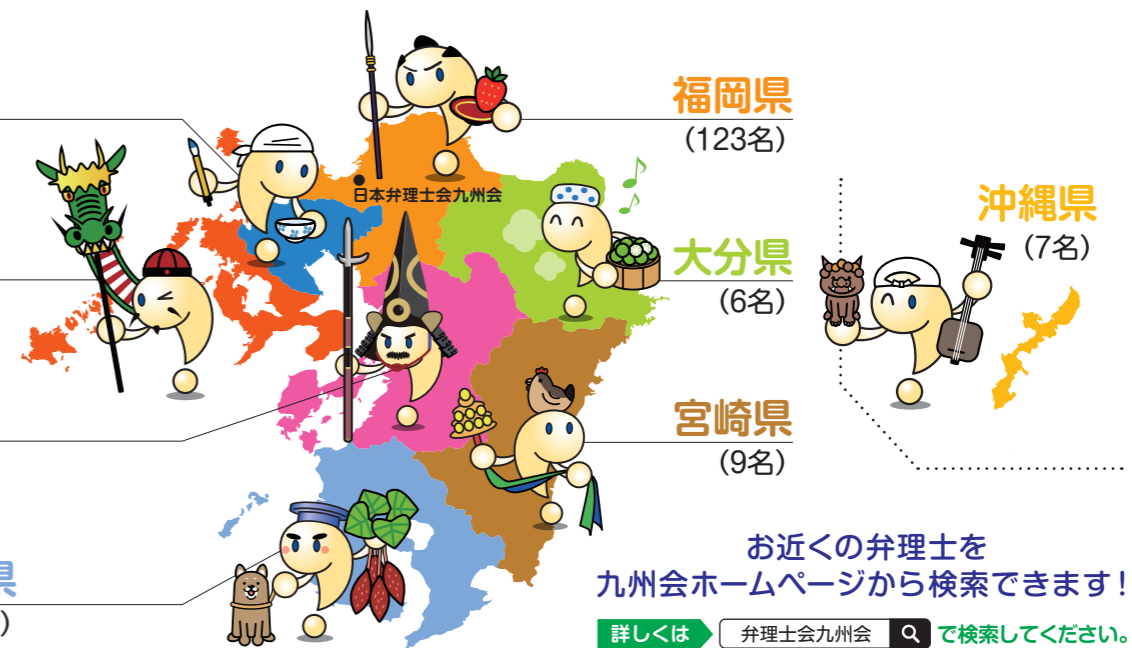
大分県 (6名)

熊本県 (13名)

宮崎県 (9名)

鹿児島県 (9名)

沖縄県 (7名)



お近くの弁理士を九州会ホームページから検索できます!

詳しくは [弁理士会九州会](#) で検索してください。